

議案第 4 号

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の全部改正について

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和 38 年大口町条例第 4 号）の全部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が平成 25 年 4 月 13 日に、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の一部が平成 25 年 8 月 20 日に施行されたことに伴い、この条例の全部を改正するため必要があるからである。

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（昭和３８年大口町条例第４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第２項及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条及び大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項の規定による大口町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当等の支給）

第２条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れた場所の施設に滞在する場合に限り、別表に掲げる区分に応じ、当該職員に対し支給する。

２ 前項に規定する災害派遣手当等の支給方法は、大口町職員に支給される諸手当の例による。

（その他必要事項）

第３条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		金 額
派遣職員が公用施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合		日額 3,970円
派遣職員がその他の施設を利用して滞在した場合	滞在した期間が30日以内のとき	日額 6,620円
	滞在した期間が30日を超え60日以内のとき	日額 5,870円
	滞在した期間が60日を超えるとき	日額 5,140円

備考

- この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。
- この表において「滞在した期間」とは、派遣職員が第2条第1項に規定する施設に滞在を開始した日からこれを終了した日の前日までの期間とする。

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の施行により、これまでの災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）に加え、新型インフルエンザ等の緊急事態措置及び大規模災害からの復興を目的に大口町に派遣された職員に対する手当を規定するため、この条例の全部を改正します。

2 改正の概要

次のとおり災害派遣手当等を派遣職員に支給します。

派遣職員	災害派遣手当等
災害対策基本法第32条第1項に規定する職員	災害派遣手当
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条に規定する職員	武力攻撃災害等派遣手当
新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員	災害派遣手当

3 施行期日

公布の日から施行します。